



令和7年10月27日

市政記者クラブ 様

環境局事業部作業課
電話：972-2396
担当：寺西、長谷川
(愛知県と同時発表)

国指定藤前干潟鳥獣保護区域内における不法投棄ごみ等の撤去について

名古屋市では、環境省中部地方環境事務所、(一社)愛知県産業資源循環協会、愛知県と連携し、国指定藤前干潟鳥獣保護区内でのごみの不法投棄対策に取り組んでいます。

今般、関係機関との連携の下、同区内の一部において集積した不法投棄ごみ等の撤去活動を11月4日(火)(予備日11月6日(木))に実施しますのでお知らせいたします。

発表資料につきましては、環境省中部地方環境事務所の資料を参考として、添付しております。

なお、現地での取材を希望される場合は、令和7年10月31日(金)午後1時まで、下記E-mailにてご連絡ください。

【事前登録連絡先】

環境省中部地方環境事務所 資源循環課

担当：山際、安藤

E-mail：REO-CHUBU@env.go.jp

T E L：052-955-2132

＜同時発表＞
愛知県及び名古屋市の
記者クラブ

（お知らせ）



国指定藤前干潟鳥獣保護区内における 不法投棄ごみ等の撤去について

令和7年10月27日（月）
環境省 中部地方環境事務所
資源循環課
電 話：052-955-2132（直通）
当日連絡先：080-6973-6177
課 長：赤塚 康司
担 当：山際 勝治
安藤 文浩

中部地方環境事務所では、（一社）愛知県産業資源循環協会、愛知県、名古屋市と連携し、国指定藤前干潟鳥獣保護区内でのごみの不法投棄対策に取り組んでいます。
今般、関係機関との連携の下、同区内の一部において集積した不法投棄ごみや漂流・漂着ごみ等の撤去活動を実施しますのでお知らせいたします。

1 背景

国指定藤前干潟鳥獣保護区内の一部においてごみが集積している状況は、渡り鳥をはじめとする野生生物の生態系への悪影響をはじめ、生活環境上の水質の悪化や悪臭の発生等が懸念されます。

また、海洋プラスチック汚染問題は地球規模の課題であり、国際的な連携の下で取組を進めていくことが重要です。2019年6月に開催されたG20サミットにおいて、日本は、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、今後も「政府間交渉委員会（INC）」における国際交渉に積極的に参加することで、国際的な対策の推進に貢献していきます。

プラスチックの3Rの推進・適正処理の徹底をはじめ、ごみのポイ捨てや不法投棄、漂流・漂着ごみ等による海洋への流出防止に向けた取り組みが引き続き重要です。

2 実施内容

中部地方環境事務所では、これら背景を踏まえ、具体的な環境保護活動の一環として、（一社）愛知県産業資源循環協会、愛知県及び名古屋市と連携し、貴重な自然である国指定藤前干潟鳥獣保護区における不法投棄ごみや漂流・漂着ごみ等の撤去活動を実施します。

（1）日時

令和7年11月4日（火）午前9時00分から午後0時00分まで

※ 集合・開会式：午前9時00分から、撤去作業：午前9時30分からとなります。

※ 予備日：令和7年11月6日（木）午前9時00分から午後0時00分まで

(2) 場所

名古屋市港区藤前5丁目付近 (別紙1－1、別紙1－2を参照)

(3) 実施者

(一社) 愛知県産業資源循環協会、愛知県、名古屋市、中部地方環境事務所

3 現地での取材について

取材を希望される報道関係者の方は、10月31日(金)午後1時00分までに、次の①の事項について、連絡先まで電子メールにて事前にご登録ください。

撮影等を希望される方は「集合場所(日光川公園平面図 別紙2を参照)」周辺に、当日の午前9時00分までにご参集ください。

① 取材登録用記載事項

- ・ 氏名(ふりがな)
- ・ 所属先機関名
- ・ 電話番号(所属機関連絡先及び当日連絡先)
- ・ 電子メールアドレス

② 注意事項

- ・ 当日は、報道関係者であることを示す身分証明書(社員証)を必ず携帯し、現場では必ず腕章を着用ください。
- ・ 撮影等に関しては、職員の指示に従ってください。職員の指示に従わない場合には、退出していただくことがあります。
- ・ ご登録いただいた報道機関に対しては、雨天中止の際は当日の午前7時30分迄にご連絡いたします。

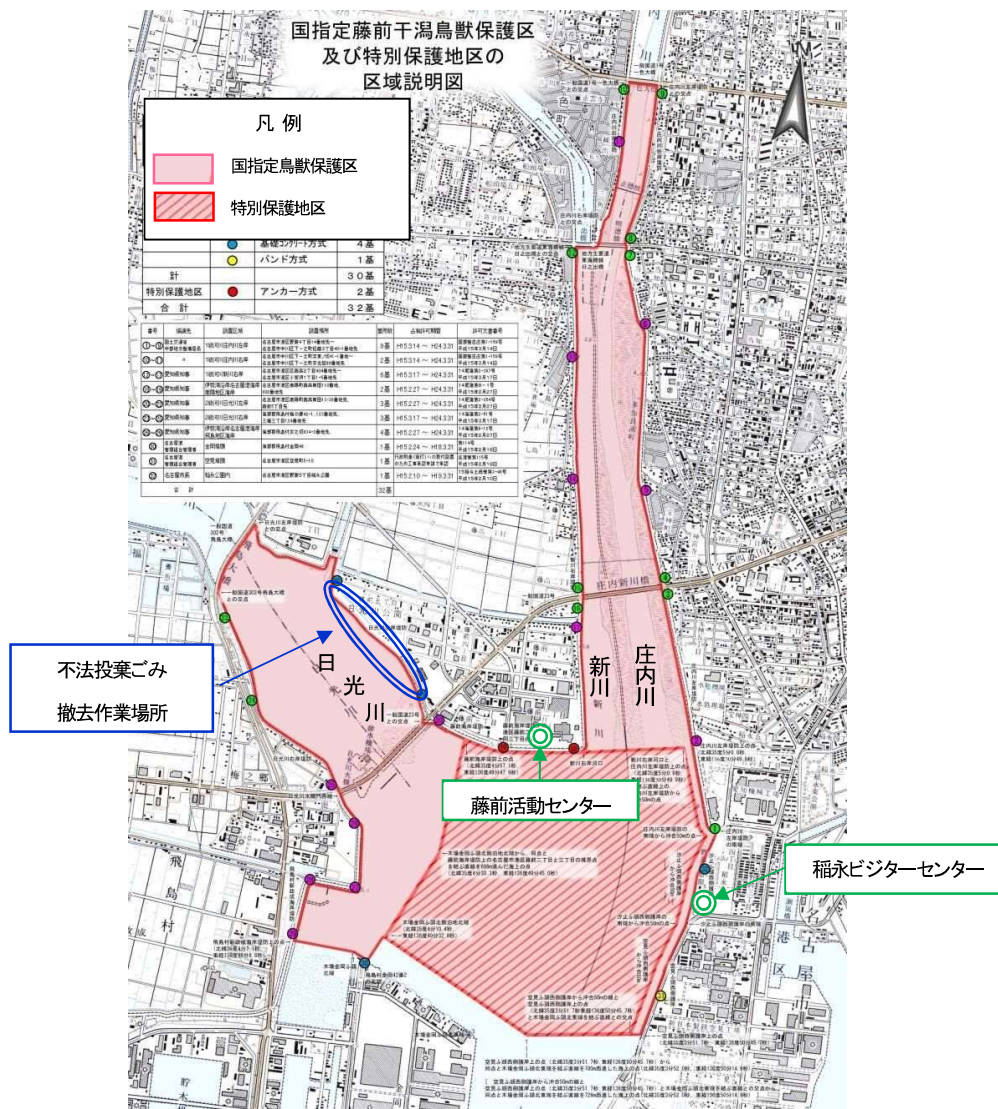
【連絡先】

中部地方環境事務所資源循環課(担当: 山際、安藤)

電話: 052-955-2132 (直通)

当日連絡先: 080-6973-6177

電子メール: REO-CHUBU@env.go.jp



(参考) 国指定藤前干潟鳥獣保護区とは

愛知県西部の庄内川、新川、日光川の3河川が合流する河口部、伊勢湾最奥部に位置する藤前干潟は、国際的または全国的な見地から鳥獣の保護のために重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき国（環境大臣）が鳥獣保護区に指定しています。区域内で鳥獣を捕獲する際は事前に環境大臣に許可を得る必要があります。また、鳥獣またはその生息地の保護を図るために特に必要な区域は特別保護地区に指定され、一定の開発行為が規制されます。

昭和 59 年、名古屋市で急増するごみの処分場として藤前干潟を埋め立てる計画が浮上しましたが、市民を中心とした保全活動が行政を動かし、平成 11 年に埋立計画は撤回されました。これを契機に市民と行政が一体となってごみの減量に取り組、その結果、取組前と比較して 20%以上減らすことに成功しました。そして平成 14 年 11 月に藤前干潟は国指定鳥獣保護区に指定され、同月、特別保護地区が「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）」に登録されました。

不法投棄ごみ等撤去作業場所拡大図



出入口は9時30分以降、関係車両以外の誤進入を防ぐためポール2本を立てています。

急用等で駐車場から出場する場合は、ポールを下ろして出場ください。
また、出場後は必ず元の状態にお戻しください。

別紙2



日光川公園平面図

トイレの使用は出来ません



駐車場及び集合場所・開始式

出入口は1箇所のみ（他の箇所は出入り出来ません）
鍵の解錠は中部地方環境事務所が**8時30分**に行います。
閉扉は終了式の30分後をめぐに行います。



藤前干潟不法投棄ごみ等の撤去作業場所

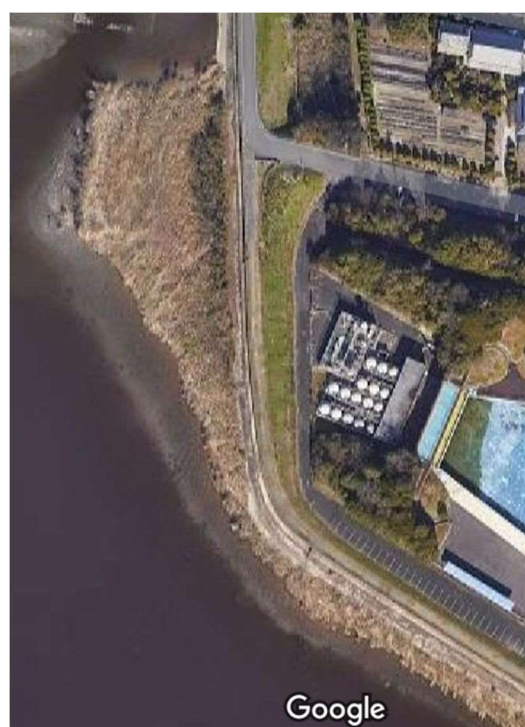


① 戸田茶屋排水機場

※本年度は堤防強化工事のため作業なし

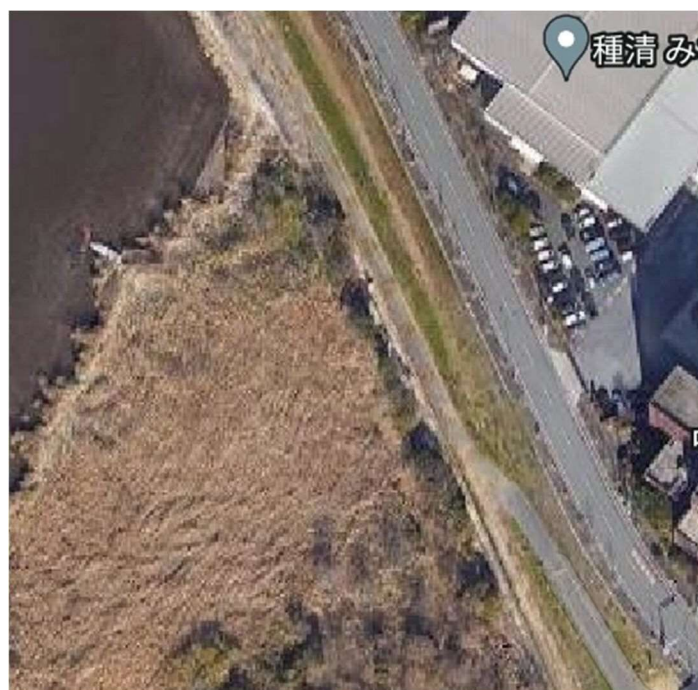
駐車場（開会式）

② パナシアロジ株式会社付近



① 戸田茶屋排水機場付近

（本年度作業なし）



② パナシアロジ株式会社付近

・ 今回の作業場所は②の 1 箇所となります。

① 戸田茶屋排水機場付近 ※本年度は、堤防強化工事のため作業なし

② パナシアロジ株式会社付近 100 名程度 とします。